

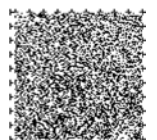
Osaka Metro 及び大阪シティバスの乗車料金割引

【介護人付無料乗車証・単独用無料乗車証・乗車料金割引証】 身 知 精

下記対象の方は、各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）に申請し、無料乗車証等の交付を受けることができます。敬老優待乗車証、タクシー給付券をお持ちの場合は交付できません。ご利用いただける券種のうちいずれかを選択してください。

無料乗車証等のご利用の際は、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を必ずお持ちください。Osaka Metro の駅（以下「駅」）係員、バス運転士が手帳の呈示をお願いすることがあります。

対象者	種類	利用方法	割引率
●第1種身体障がい者（※1） ●第2種身体障がい者で（※2）に該当する者 ●12歳未満の身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児 ●重度(A)・中度(B1)の知的障がい者 ●精神障がい者保健福祉手帳1級	介護人付 無料乗車証	バス運転士または駅改札口の係員に呈示。（※3） （ご利用は、介護人が同乗する場合に限ります（※4））	本人無料 介護人無料 （※8）
精神障がい者保健福祉手帳2級	単独用 無料乗車証	バス運転士に呈示または駅自動改札機に投入。	本人無料
上記以外の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者	乗車料金 割引証	バス運転士に呈示の後、該当運賃を支払う。または、駅券売機で「福祉」ボタンを押して特別割引乗車券を購入（※5）（※6）。	本人5割引 （※9）
特別児童扶養手当受給者（1級） 【生活保護受給者を除く】	乗車料金割引証 （券種限定）	バス運転士に呈示の後、該当運賃を支払う。または、駅券売機で「福祉」ボタンを押して特別割引乗車券を購入（※6）（※7）。	本人5割引 （※9）



- (※1) 大阪市の基準で、第1種として認める方に限ります。(等級表は20～21ページに掲載しています。)
- (※2) 下肢3級の2、下肢3級の3、下肢4～7級の複合により下肢の等級が3級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1上肢の上肢機能2級以上、1下肢の移動機能3級以上の方。
- (※3) 遠隔対応改札(駅係員のいない改札)では、インターホンを押して、インターホンの下の台に乗車証を置いてください。
- (※4) 申請により、単独でもご利用いただける「介護人付無料乗車証(単独乗車可)」の乗車証を交付する場合があります。「介護人付無料乗車証(単独乗車可)」により、単独でご利用される場合は、駅自動改札機に投入してください。
- (※5) 普通券のほか、回数カード、定期券(共通全線定期券を除く)を購入できます。ただし、定期券については、定期券発売窓口、またはOsaka Metroの「定期券・PiTaPa WEB 予約サービス」でご予約のうえ、駅のピンク色の券売機でご購入ください(介護人の通学定期券・小児のバス定期券は発売していません)。バスとバス、バスと地下鉄の乗継割引の適用は、特別割引回数カードでのご利用に限ります。
- (※6) 駅券売機に「福祉」ボタンがない場合は、インターホンを押して、インターホンの下の台に割引証を置いてください。
- (※7) 普通券のほか、回数カードを購入できます。バスとバス、バスと地下鉄の乗継割引の適用は、特別割引回数カードでのご利用に限ります。
- (※8) 車いす利用者の場合は、介護人2人まで割引の対象となります。
- (※9) Osaka Metro、大阪シティバスで定める割引運賃を適用します。
- ※ オンデマンドバス/ IKEA 鶴浜/ユニバーサル・スタジオ・ジャパンTM行バス/森之宮・京橋周遊バスについては、割引の適用外です。
(身体障がい者手帳・療育手帳)の呈示による割引は適用されます。)

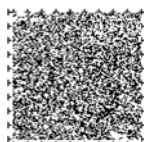
【介護人単独無料乗車証】

介護人付無料乗車証を交付されている方の常時介護人に対し、特定区間の交通機関無料乗車証が交付されます。敬老優待乗車証、無料乗車証等をお持ちの場合は交付できません。どちらかを選択してください。

窓 口 : 福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話: 6208-7994

対象となる方 : 介護人付無料乗車証を交付されている方で、通学・通所・通勤している方の介護人

利用できる条件 : 障がいのある方の介護人が、送迎のため単独で乗車する場合(利用できる区間は、障がいのある方の通学・通所・通勤区間となります)



主な公共交通機関の料金割引

この項で紹介する制度で、障がい程度の区分として取り扱う“第1種”“第2種”とは、「障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められているものです（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳（※1）の“旅客鉄道株式会社旅客運賃減額”の欄に記載してあります）。

【第1種】

障がい区分		障がい程度
視 覚		1～3級、4級の1
聴 覚		2～3級
肢体 不自由	上肢	1級、2級の1・2
	下肢	1～2級、3級の1
	体幹	1～3級
	脳原性運動機能障がい	1～2級（両上肢の障がい） 1～3級（両下肢の障がい）
内部	心臓・じん臓・呼吸器・小腸	1級、3級、4級
	ぼうこう・直腸	1級、3級
	免疫機能障がい・肝臓機能障がい	1～4級
知的障がい		A（重度）
精神障がい		1級

※ 等級に続く数字は身体障がい者障がい程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）に表されている該当程度です。等級表は20～21ページに掲載しています。

※ 上記以外に、大阪市が別途定める基準により、肢体不自由に該当する複数の障がいで総合等級が1級又は2級となる場合、第1種としています。

【第2種】 上記第1種以外の身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳（※1）の交付を受けた方

【JR】身 知 精

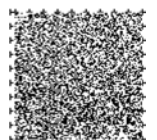
身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳（※1）の交付を受けた方は次の割引が利用できます。

利 用 方 法：乗車券購入時にJRの切符販売窓口で身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳（※1）を呈示してください。

問 い 合 わ せ 先：JRの切符販売窓口

利用できる方		乗車券の種類	割引率
第1種	単独で片道100kmを超えて利用する場合	普通乗車券	5割引
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	障がい者本人・介護者とも5割引。ただし、障がい者が小児定期乗車券の該当者に対しては、介護者のみ5割引
第2種	単独で片道100kmを超えて利用する場合	普通乗車券	5割引
	介護者とともに利用する場合 （12歳未満の障がい児が定期乗車券により利用するときのみ）	定期乗車券	介護者のみ5割引

※1 精神障がい者保健福祉手帳に「第1種、第2種」が表示されていない手帳をお持ちの方は、お住まいの区保健福祉センターへ申し出てください。



【鉄道（JRを除く）・バス】 身 知 精

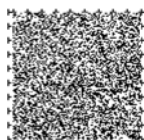
Osaka Metro（旧大阪市営地下鉄・ニュートラム）、大阪シティバス（旧大阪市営バス）等の鉄道、バスの運賃については、各社が定める特別割引運賃が適用されます。

詳細につきましては、各社にご確認ください。

●鉄道（JRを除く）

鉄道会社	問い合わせ先	利用できる方
●Osaka Metro (旧大阪市営地下鉄・ 旧ニュートラム)	Osaka Metro・シティバスお客さまセンター 【電話】050-3355-8208 【営業時間】8:00～20:00（年中無休） 【ホームページ】 https://www.osakametro.co.jp/	●第1種身体障がい者 ●第1種知的障がい者 ●第1種精神障がい者（1級） ●12歳未満の第2種身体障がい児 ●12歳未満の第2種知的障がい児 ●12歳未満の第2種精神障がい児（2級・3級）
	割引	利用方法
	介護人と同乗する場合に限り 本 人：5割引 介護人：5割引	乗車券購入時に発売窓口で身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を呈示し、特別割引乗車券をご購入ください。 ※スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロID」のご提示により、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の提示に代えることができます。
鉄道会社	問い合わせ先	
●近畿日本鉄道	近鉄電車テレフォンセンター 【電話】050-3536-3957 【営業時間】8:00～21:00（年中無休） 【ホームページ】 https://www.kintetsu.co.jp/	詳細については、各社にお問合せください。
●京阪電車	京阪電車お客さまセンター 【電話】6945-4560 【営業時間】《平日》9:00～19:00 《土休日》9:00～17:00 ※年中無休（12/30～1/3を除く） 【ホームページ】 https://www.keihan.co.jp/	
●南海電鉄	南海電鉄コールセンター 【電話】050-3090-2608 【営業時間】8:00～21:00（年中無休） 【ホームページ】 https://www.nankai.co.jp/	
●阪急電鉄	阪急電鉄交通ご案内センター 【電話】0570-089-500（ナビダイヤル） IP 電話等からは06-6133-3473 【営業時間】9:00～19:00（年中無休） 【ホームページ】 https://www.hankyu.co.jp/	
●阪神電車	阪神電気鉄道 運輸部営業課 【電話】6457-2258 【営業時間】9:00～17:00（土・日・祝休日、年末年始を除く） 【ホームページ】 https://www.hanshin.co.jp	

※上記以外の鉄道会社の割引については、各社に確認してください。



●バス

バス会社	問い合わせ先	利用できる方	割引	利用方法
●大阪シティバス (旧大阪市営バス)	Osaka Metro・シティバス お客さまセンター 【電話】050-3355-8208 【営業時間】8:00~20:00 (年中無休) 【ホームページ】 https://www.citybus-osaka.co.jp	●第1種身体障がい者 ●第1種知的障がい者 ●第1種精神障がい者(1級) ●12歳未満の第2種身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児(2級・3級)	本人：5割引 介護人：5割引 ※本人単独乗車でも割引運賃でご乗車いただけます ※車いす利用者の場合は、介護人2人まで割引の対象となります。 ※大阪シティバスで定める特別割引運賃が適用されます。	運転士に身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を呈示し、該当運賃をお支払いください。 ※スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロID」のご提示により、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の提示に代えることができます。
		上記以外の第2種身体障がい者・知的障がい者	本人：5割引	

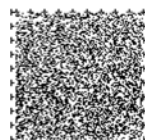
※上記以外のバス会社の割引については、各社に確認してください。

【飛行機】身知精

各手帳を航空券販売窓口に提示することにより、割引が適用されます。

割引内容は航空会社により異なりますので、詳細は、各航空会社に確認してください。

手帳の種類	利用できる方	割引内容
身体障がい者手帳	本人と介護者1名	定期航空路線の国内線全区間において、割引運賃が適用されます。(割引運賃額は、各航空会社がそれぞれ設定)
療育手帳	本人と介護者1名	
精神障がい者 保健福祉手帳	本人と介護者1名	



タクシーの利用

【身体障がい者手帳・療育手帳の呈示による割引】 身 知

タクシーを利用されるときに、身体障がい者手帳または療育手帳を呈示すればタクシー料金が1割引となります。

【料金の給付】 身 知

500円（リフト付タクシーは2,000円）を上限として、乗車料金（障がい者割引適用後）について、その一部または全部を給付します。

- 窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）
- 対象となる方：交通機関無料乗車証の交付資格を有する方
（精神障がい者、12歳未満の第2種身体障がい児、12歳未満の療育手帳B2の方を除く）
- 制限等：交通機関無料乗車証及び敬老優待乗車証との併給はできません。
- 助 成：1月あたり8枚とし、年間で96枚を交付します。ただし、紛失されましても再交付できませんので、ご注意ください。
- 備 考：●給付券を利用する際は身体障がい者手帳または療育手帳の呈示が必要です。
●リフト付タクシーの給付券または、一般タクシー及びリフト付タクシーの給付券の併用を希望される方は、対象制限があるので、上記窓口へお申し出ください。
●リフト付タクシーの給付券が利用できるタクシー会社（令和7年7月現在）は117～125ページをご覧ください。
●迎車にかかる料金については、タクシー会社によって取り扱いが異なりますので、事前にご確認ください。

【大阪福祉タクシー総合配車センター】 身 知 精 難

車いすやストレッチャー（寝台）のまま乗り降りできるリフト付タクシー等の予約配車を行います。当日の予約でも1時間程度で配車が可能です。

上記の身体障がい者手帳・療育手帳の呈示による割引制度、給付券も利用できます。

ご利用の際は、大阪福祉タクシー総合配車センターに直接お問い合わせください。

（（一財）全国福祉輸送サービス協会大阪支部により運営されています。）

●問い合わせ先および受付時間

電話：6268-2945（フクシゴー） ファックス：6268-2946

ホームページ：<https://www.osaka-fukushitaxi.com/reserve/>

大阪福祉タクシー配車 検索

受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝・年末年始[12月29日～1月3日]休み）

※平日の早朝・夜間および土・日・祝・年末年始のご利用は事前にご予約ください。

●キャンセルについて

予約を取り止める場合は、予約したタクシー事業者または大阪福祉タクシー総合配車センターに、お早めに電話連絡してください。当日配車後の取り止めについては、1,000円のキャンセル料が必要となります。無断でキャンセルした場合も同様です。

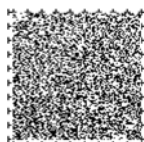
また、旅行者を介した予約を取り止める場合は、次の期間に応じて1乗車につきキャンセル料が必要となります。

当日から3日前まで／2,500円 4日～6日前まで／2,000円
7日～10日前まで／1,500円 11日～15日前まで／1,000円
16日～20日前まで／500円

●貸し出し設備使用料の例

種 別	料 金	設 備 内 容 例
手押し車いす使用料	無 料	折り畳み式もあります。
リクライニング車いす使用料	1,000円	1乗車／1台・背もたれが頭部まであり、角度調節が可能です。
簡易ストレッチャー使用料	1,000円	車いす状態から寝台状態まで、背もたれの調整が可能です。
ストレッチャー使用料	2,000円	1乗車／1台・180度タイプです。

（注）当日中における同一車両での往復利用（1乗車）の場合にあっては、復路の使用料は無料となります。

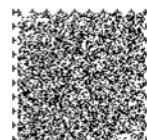


ご利用運賃・料金の例

車 種 別		運 賃		乗 車 定 員 例（運転者を除く）
大 型 車	時間制運賃	実車走行距離が 15 km 以内の運送について		＜車いすの場合＞ ・手押し車いす 2 台またはリクライニング車いす 2 台もしくは電動車いす 2 台と、同乗者 2 名～4 名です。 ・手押し車いす 1 台またはリクライニング車いす 1 台もしくは電動車いす 1 台と、同乗者 4 名～6 名です。 ＜寝台の場合＞ ・ご本人（ストレッチャー 1 台）と、同乗者 2 名～4 名です。
		初 乗 運 賃	加 算 運 賃	
		30 分間まで	10 分間までごとに	
	距離制運賃	実車走行距離が 15 km を超える運送について		
		初 乗 運 賃	加 算 運 賃	
		15 km まで	2 km までごとに	
普 通 車	時間制運賃	実車走行距離が 15 km 以内の運送について		＜車いすの場合＞ 手押し車いす 1 台またはリクライニング車いす 1 台と、同乗者 2 名～3 名です（セダン車の場合は、本人は後部座席に乗車し、手押し車いすは折り畳んでトランクに収納します。乗車定員は 4 名です）。ただし、軽自動車の場合は、手押し車いす 1 台と、同乗者 1 名です。
		初 乗 運 賃	加 算 運 賃	
		30 分間まで	10 分間までごとに	
	距離制運賃	実車走行距離が 15 km を超える運送について		
		初 乗 運 賃	加 算 運 賃	
		15 km まで	2 km までごとに	
（注）1. 乗車定員例（運転者を除く）は、目安として記載していますが、タクシー事業者の登録車種（車名）によって同乗者の人数が異なりますので、予約時にご確認ください。 2. セダン車の配置地域は、大阪市大正区です。				
運 賃 の 割 引				
・身体障害者割引 1 割引（身体障害者手帳又は障害者アプリ「ミライロ ID」の提示が必要です） ・知的障害者割引 1 割引（知的障害者の療育手帳又は障害者アプリ「ミライロ ID」の提示が必要です） ・高齢者割引(65 歳以上) 5 分引（乗務員に大阪福祉タクシー総合配車センターが発行した「高齢者割引登録証」の提示が必要です） ・軽自動車割引 1 割引（軽自動車による運送について適用します）				
迎 車 回 送 料 金				
迎車のための回送 1 回ごとに 300 円				
待 料 金				
車 種 別	料 金		内 容	
大 型 車	10 分間までごとに	580 円	実車走行距離が、15 km を超える運送（距離制運賃の適用）において、停車中に旅客より「待ち」の指示があった場合、その指示があった時から発車するまでの時間について適用します。	
普 通 車	10 分間までごとに	520 円		

●別途加算される介助料金等の例

種 別	料 金	介 助 内 容 例
乗降以外の介助を必要とする場合	一般介助料	1,000 円
	階段介助料	① 2 階まで（家族＋運転者）／1,000 円 2 階以上 1 階ごと／500 円 ② 2 階まで（運転者のみ）／1,500 円 2 階以上 1 階ごと／1,000 円
乗務員が 2 名以上で対応する場合	介助要員料	3,000 円
(注) 1. 介助料金についての詳細は、大阪福祉タクシー総合配車センターまでお問い合わせください。 2. 高速道路料金や有料駐車場などにかかる費用は利用者の実費負担となります。		



自動車等の利用

【有料道路料金割引】

有料道路の料金が一般料金の 5 割引となります（割引後の料金の額に端数が生じる場合は、10 円単位で切り上げてのお支払になります）。

対象となる方 : <<障がい者本人が運転する場合>>
※身体障がい者手帳の交付を受けた方
<<介護者が障がい者と同乗して運転する場合>>
※第 1 種身体障がい者及び第 1 種知的障がい者（大阪市内で、第 1 種として認める方）

制 限 等 : ●対象となる自動車の範囲については、一定の要件があります。
●事前登録ができる車両の台数は、障がい者 1 人につき 1 台までです。
●自動車の事前登録の有無にかかわらず、本割引の利用にあたっては事前の申請手続きが必要です。
●ETC 無線通行（ノンストップ走行）で本割引の適用を希望する場合は、自動車の事前登録及び ETC 利用申請が必要です。

窓 口 : ●各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）
●オンライン申請（道路会社の申請受付サイト：
<https://www.expressway-discount.jp>）
※オンライン申請は自動車を事前登録のうえ ETC 利用申請される方のみ対象です

利 用 方 法 : <<現金等でお支払いされる場合又は事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）で利用する場合>>
申請手続き完了後に交付される割引用シールを貼付された身体障がい者手帳または療育手帳を、料金所で呈示し所定の料金を支払います。

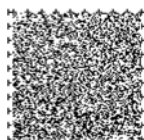
<<ETC 無線通行（ノンストップ走行）の場合>>
事前に登録された ETC カードを、あわせて登録された ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを無線通行（ノンストップ走行）します。

《有料道路の範囲》

下記事業主体が管理する有料道路

事業主体
西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）
東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）
中日本高速道路株式会社（NEXCO中日本）
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
地方道路公社 指定都市高速道路公社 一般地方道路公社

※有料道路料金割引（障がい者割引）等の各高速道路のサービスについては多様であるため、各有料道路会社等に詳細をご確認してください。



【駐車禁止除外指定車標章の交付】

障がい者等本人の申請により、申請内容を審査のうえ駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

窓 口：大阪府下の警察署（大阪水上署及び関西空港署を除く。）の交通課
または大阪府警察本部交通部交通規制課

受 付：月曜日から金曜日の9:00～17:45（休日、年末年始を除く。）

対象となる方：次の障がい種別・等級（程度）の方

障がい種別・区分		障がい等級（程度）	障がい種別・区分	障がい等級（程度）
視覚障がい		1～3級・4級の1	呼吸器機能障がい	1・3級
聴覚障がい		2・3級	じん臓機能障がい	1・3級
平衡機能障がい		3級	ぼうこうまたは直腸機能障がい	1・3級
上肢機能障がい		1級・2級の1、2	小腸機能障がい	1・3級
下肢機能障がい		1～4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～3級
体幹機能障がい		1～3級	肝臓機能障がい	1～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	知的障がい者	A（重度）
			精神障がい者	1級
	移動機能	1～4級	色素性乾皮症患者	等級指定なし
心臓機能障がい		1・3級	戦傷病者	等級指定なし

《申請に必要な書類等》

1. 歩行困難者等本人が申請に来られる場合

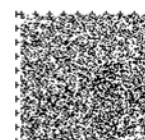
- 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（歩行困難者用）
- 身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・小児慢性特定疾患医療受給者証（小児慢性特定疾患児手帳）

2. 歩行困難者等本人が申請に来られない場合（代理申請）

- 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（歩行困難者用）
- 歩行困難者等本人との関係を疎明する書面
- 歩行困難者等本人の住民票の写し（3か月以内に交付された個人番号の記載がないもの）
- 身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・小児慢性特定疾患医療受給者証（小児慢性特定疾患児手帳）
- その他審査に必要な資料の提出を求めることがあります。

※1 時間制限駐車区間（パーキング・チケット発給設備の設置場所）及び高齢運転者等標章自動車駐車可の区間では、指定部分・方法に従わない駐車（枠外の駐車）はできません（除外されません）ので、指定部分・方法に従って（枠内に）駐車してください。

※2 駐停車禁止場所（例：交差点の側端から5m以内など）、法定の駐車禁止場所（例：消火栓等から5m以内など）及び駐車方法（例：右側駐車など）の違反は除外の対象となりません。
また、歩行困難者等本人が車両を実際に使用中でなければ除外の対象となりません。詳しくは大阪府下の警察署（大阪水上署及び関西空港署を除く。）の交通課または大阪府警察本部交通部交通規制課でお尋ねください。



【自動車駐車場利用料の減額】

下記の自動車駐車場の一時駐車料金を半額とします。

問 い 合 せ 先 : 各駐車場管理事務所

対象となる自動車 : 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けた方が自ら運転する自動車または身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けた方が乗車し、その移動のために当該障がい者以外の方が運転する自動車

利 用 方 法 : 駐車場利用時に身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳または障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示してください。

駐車場名	電話	駐車場名	電話
西横堀駐車場	6541-0581	扇町通地下駐車場	6365-1311
法円坂駐車場	6941-2858	大阪駅前地下駐車場	6346-4884
十三駐車場	6302-7409	土佐堀地下駐車場	6445-4456
新大阪駅南駐車場	6301-1080	靱地下駐車場	6448-7380
宮原地下駐車場	6397-7539	谷町筋地下駐車場	6920-2377
豊崎地下駐車場	6377-5546	安土町地下駐車場	4964-6460
塩草地下駐車場	6648-4646	長居公園地下駐車場※	4700-4580
本町地下駐車場	6445-6494	長堀通地下駐車場	6282-2200
上汐地下駐車場	6772-4724	東長堀地下駐車場	6263-6345
新大阪駅南第2駐車場	6838-3660		

(参考) 障がい者割引は、平成 13 年 10 月 1 日から実施しています。

※長居公園地下駐車場は、当日 1 回 300 円でご利用できます。

【自転車駐車場利用料の減額】

本市の有料自転車駐車場の利用料金を次の場合半額とします。

問 い 合 せ 先 : 各自転車駐車場管理事務所

対象となる方 : 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方

利 用 種 別 : 定期利用・回数券利用

【身体障がい者用自動車改造費の助成】

身体障がいのある方が就労に伴い自動車を改造するとき、その費用について助成します。

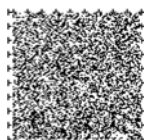
窓 口 : 各区保健福祉センター福祉業務担当(所在地:裏表紙)

対象となる方 : 上肢・下肢・体幹機能障がい身体障がい者手帳 1・2 級の交付を受けた方(総合等級 1・2 級は除く)

補 助 額 等 : 対象経費にかかる 1/2 以内(上限 100,000 円)

※所得制限があります。

※過去に本補助金を交付された方は、交付後 10 年が経過していなければ再申請できません。



【障がい者福祉バス借上助成】 身 知 精

障がい者・児が、団体で研修会、社会見学等を行うとき、その費用について助成します。

窓 口 : 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対 象 と な る 団 体 : 障がい者の自立と社会参加を目的とした事業を行っている特定非営利活動法人・社会福祉法人・財団法人等

補 助 額 等 : 大型バス借り上げにかかる経費の1／2以内（上限51,500円）

1 団体につき1年に1回を限度とし、申請の対象となるバスは1回につき2台まで

